

公益社団法人福岡県サッカー協会 大会運営費・支払交付金取扱要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、当協会の目的であるサッカーの普及振興を図るために地域で活動している関連団体〔県下4地区（福岡・北九州・筑後・筑豊）、13市町村サッカー協会、9つの大会実行委員会）が実施する大会、組織運営費に要する事業費の一部を交付することに関する取扱いを定めるものである。

第2条 (交付対象者)

県下4地区、13市町村サッカー協会、9つの大会実行委員会

(補助金等の区分)

第3条 補助金の区分は次のとおりとする。

① 大会運営費

県下4地区、13市町村サッカー協会、9つの大会実行委員会が管理・運営する大会にかかる経費の一部を補助する。

② 支払交付金

県下4地区、13市町村サッカー協会、9つの大会実行委員会の組織運営にかかる事業費の一部を補助する。

(申請時期)

第4条 申請時期は次のとおりとする。

① 大会運営費＝実施日より1ヵ月前まで。

② 支払交付金＝毎年6月末まで。

(申請先)

第5条 申請先は次のとおりとする。

① 大会運営費②支払交付金ともに公益社団法人福岡県サッカー協会へ申請する。

(提出書類)

第6条 申請時に、提出する書類は次のとおりとする。

① 大会運営費

大会運営費・支払交付金申請書（別紙1）

当年度予算書

前年度の決算書

当年度の事業計画書

② 支払交付金

大会運営費・支払交付金申請書（別紙1）
開催要項
予算書

（交付額の決定）

第7条 交付額は、理事会において決定する。

（交付金総限度額）

第8条 申請年度における交付金総額は、総会で承認された予算の範囲内とし申請総額が予算を超過した場合は、理事会において減額調整する。

（報告義務）

第9条 支払交付金を受領した団体は、会計期間終了後1ヶ月以内、また大会運営費は事業終了後1ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を提出しなければならない。
また県協会が支出に関する証拠書類の提出を求めたときには、異議なく提出しなければならない。

（残余金の返還および不適正処理への対応）

第10条 残余金が生じた場合は、収支決算報告時に返還しなければならない。
また第9条に違反した場合ならびに会計監査の結果、不適正処理が判明した場合は補助金全額を返還しなければならない。

（附則）

第11条 本要綱は、平成26年4月1日より適用する。

西暦 年 月 日

大会運営費・支払交付金 支出申請書

公益社団法人福岡県サッカー協会 御中

支部・委員会名および代表者名		印		
会計担当者名 電話番号		氏 名 電話番号		
種 類 ○をつけて下さい		1 大会運営費 2 支払交付金		
申請の内容 (事業の内容)				
申 請 額		円	支 出 希望日	年 月 日
日本協会・公共団体からの補助金の有無		1 補助金あり 2 補助金なし		
支 払 方 法	1 振 込 先	金融機関名	支店名	
		預金種別	普 通 ・ 当 座	
		口座番号 (フリガナ)		
		口座名義人		
	2 現金			

協会使用欄

支出承認金額	円	専務理事	担 当
支出日			